

神奈川県高齢者福祉施設協議会



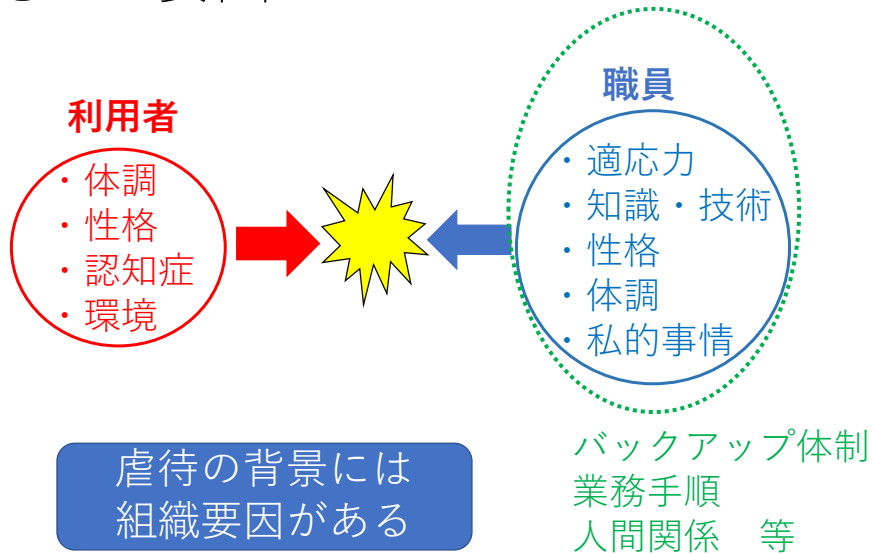
# 高齢者虐待防止 身体拘束廃止 研修②

育生会研修センター センター長  
(株) 安全な介護 専任講師  
川村 亜希



# 高齢者虐待防止

## 虐待発生 の 要因

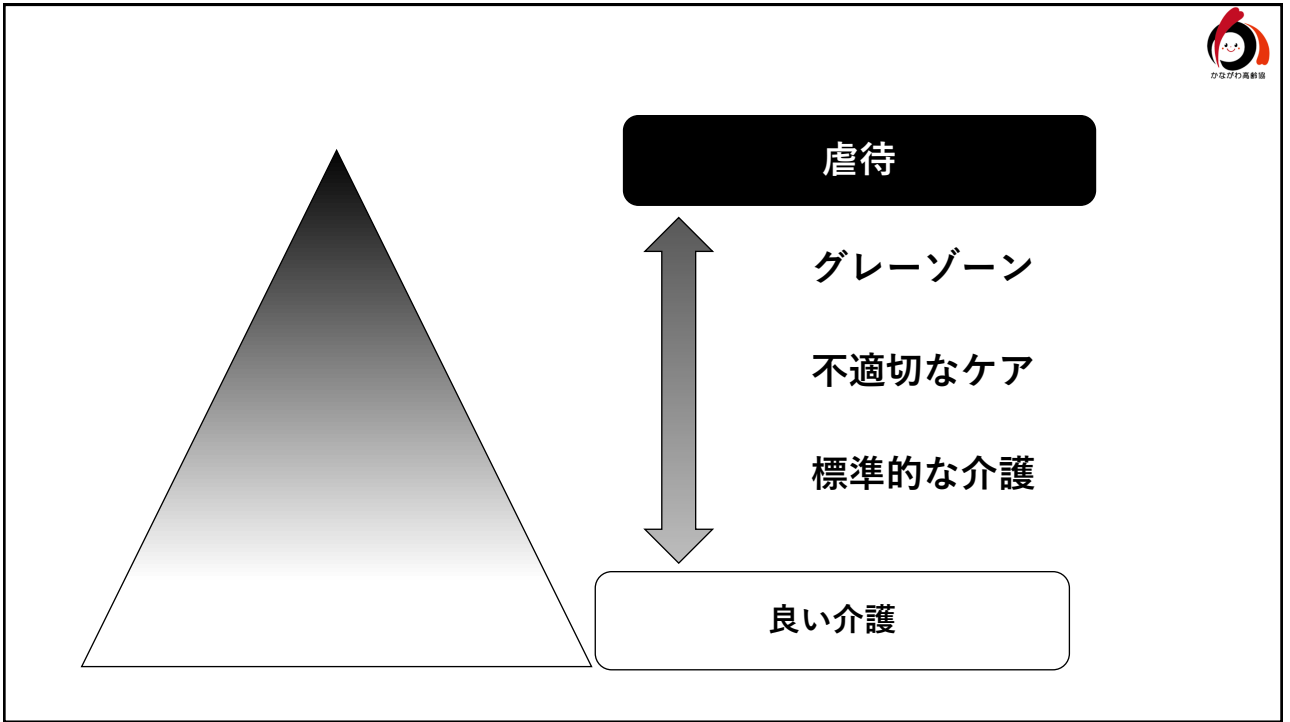


## 組織的な要因

- ・ 第三者の目が無い
- ・ 認知症入居者に組織で対応できていない
- ・ 職員に対する接遇の管理ができていない
- ・ 多忙、非効率等追いつめられるような業務内容

~~職員個人の資質~~

コロナ禍だから仕方ない？



日頃のケアが  
虐待に発展する例

## 虐待を発生させやすい『職場のモラル低下』

二人で夜勤をしていたAさんとBさんは、ヘルパーステーションでホッと一息入れた。昼夜逆転でいつまでも寝ない認知症の利用者がやっと寝てくれたので、コーヒーを入れてしばし休憩を取ろうとした。Aさんが「あの婆さんこっちの迷惑も考えずに、夜な夜な良く暴れるなあ」と言うと、Bさんが「食後に強い睡眠薬飲ませてイチコロという訳にはいかないですかね」と返す。Aさんが、「あのキチガイ婆さんに薬は効くのかね」と言って二人で笑いました。我慢して溜まった鬱憤が少し晴れて、二人は楽な気持ちになりました。次にAさんとBさんが夜勤で一緒になった時、Aさんが言いました、「あのキチガイ婆さん、今夜も騒ぐのかな。」Bさんが答えました、「どうせ“家に帰る”って騒ぐのだから、無視しましょうよ」と二人は安堵と連帯感から笑いながら、いつもより楽な気持ちで夜勤を始めることができました。

『虐待発生原因についてのアンケート』 特養職員からの回答より

## 虐待を発生させやすい『職場のモラル低下』

二人で夜勤をしていたAさんとBさんは、ヘルパーステーションでホッと一息入れた。昼夜逆転でいつまでも寝ない認知症の利用者がやっと寝てくれたので、コーヒーを入れてしばし休憩を取ろうとした。Aさんが「あの婆さんこっちの迷惑も考えずに、夜な夜な良く暴れるなあ」と言うと、Bさんが「食後に強い睡眠薬飲ませてイチコロという訳にはいかないですかね」と返す。Aさんが、「あのキチガイ婆さんに薬は効くのかね」と言って二人で笑いました。我慢して溜まった鬱憤が少し晴れて、二人は楽な気持ちになりました。次にAさんとBさんが夜勤で一緒になった時、Aさんが言いました、「あのキチガイ婆さん、今夜も騒ぐのかな。」Bさんが答えました、「どうせ“家に帰る”って騒ぐのだから、無視しましょうよ」と二人は安堵と連帯感から笑いながら、いつもより楽な気持ちで夜勤を始めることができました。

『虐待発生原因についてのアンケート』 特養職員からの回答より



## 職場のモラル低下進行プロセスの理解

### ■ 被害者意識の共有による職場のモラル低下進行プロセス

- ①最初は二人の職員による、隠れた場所での愚痴による憂さ晴らしから始まる
- ②二人の愚痴が「利用者への暴言」にエスカレートする
- ③次第に複数の職員が憂さ晴らしに加わり、更に暴言がエスカレート
- ④ふとした弾みで職場でも「職員の独り言」「小声の暴言」として現れる
- ⑤入浴介助など複数の職員の閉ざされた職場で公然と暴言が飛び交う
- ⑥暴言から「ドスンと車椅子に落とす」「ベッドに転がす」など、暴力的な介護へとエスカレート、暴行が起きる土壌が出来上がる。



## 虐待を発生させやすい『職場のモラル低下』

二人で夜勤をしていたAさんとBさんは、ヘルパーステーションでホッと一息入れた。昼夜逆転でいつまでも寝ない認知症の利用者がやっと寝てくれたので、コーヒーを入れてしばし休憩を取ろうとした。Aさんが「あの婆さんこっちの迷惑も考えずに、夜な夜な良く暴れるなあ」と言うと、Bさんが「食後に強い睡眠薬飲ませてイチコロという訳にはいかないですかね」と返す。Aさんが、「あのキチガイ婆さんに薬は効くのかね」と言って二人で笑いました。我慢して溜まった鬱憤が少し晴れて、二人は楽な気持ちになりました。次にAさんとBさんが夜勤で一緒になった時、Aさんが言いました、「あのキチガイ婆さん、今夜も騒ぐのかな。」Bさんが答えました、「どうせ“家に帰る”って騒ぐのだから、無視しましょうよ」と二人は安堵と連帯感から笑いながら、いつもより楽な気持ちで夜勤を始めることができました。

### ▶ 防止対策の考え方

- ➡モラル低下が発生する仕組みを理解する
- ➡乱暴な言葉や不適切な介護に気付き素早い対策を講じる
- ➡対応困難な利用者について、多職種でカンファレンス

# 身体拘束廃止

## 介護保険法

厚生省令

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準  
(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)  
第11条4
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)  
第97条5
- ・ 当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命  
または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、  
**身体拘束**その他入所者（利用者）の**行動を制限する行為**  
を行ってはならない。

## 行動を制限する行為とは？

### 【例】

- 立ち上がろうとする人に立ち上がりにくい椅子に座らせる
- 車椅子を動かさないようにテーブルで固定する
- 自分で起き上がりや移乗ができなくなる位置にベッド柵を付ける
- 自分で移乗ができないように車椅子を遠くへ片付ける
- ナースコールが押せないように手の届かないところに置く
- 『立たないで』『座って』と言葉で動きを制限する
- 『なんで起き上がったの！』と責めるような声をかけ起きあがったら怒られる、と学習させる

## 離床センサーを使用する場合

- ①「行動を制限する」とはどのような使い方をした場合か？
- ②行動を制限しないためにはどのような配慮をすればよいか



## スピーチロックをなくそう

- 左片麻痺があり、歩行が不安定な A さん。自分  
はしっかり歩けると思っていて、立ち上がり  
が頻回です。危険であるという理解はでき  
ません。立ち上がる理由はトイレ等様々  
ですが、立ち上がるたびに  
「立たないで!」「あぶない!!」と大きな  
声で注意され、スタッフの顔つきがとて  
も怖く萎縮しています。最近  
はスタッフの目を盗んで立ち上  
がろうとするようになりました。



「立たないで!」に代わる声掛けを考えよう



## なぜ行動を制限してはいけないのか

表面に現れる利用者行動

≠ 利用者ニーズ

立ちあがる

根本原因 = **利用者ニーズ**

腰が痛い  
トイレに行きたい  
居心地が悪い

利用者が本当に困っている事に着目する





お疲れさまでした